

お知らせ

図書館利用証を交付します

附属図書館と総合人間学部図書館は、自動入退館システムと、コンピュータ貸出方式(開架図書のみ)を採用しており、附属図書館で発行する図書館利用証は、両館の入館証と貸出証を兼ねたものです。また、理学部所属の方は、理学部中央図書室での図書の貸し出しもできます。

(利用証の有効期限は、身分証の有効期限に準じて設定していますので)発行には、申請用紙に氏名、住所・帰省先住所等を記入の上、身分証(学生証)の提示を必要とします。

学部学生と修士課程大学院生及び博士課程大学院生は、入学・進学の際の名簿を元に利用証を一括作成してありますので、申請用紙記入後、すぐに利用証を受け取ることができます。平成7年度の新入生・新院生の利用証の交付は入学式の翌日4月12日(水)から開始する予定です。利用案内に挟んである「京都大学図書館利用証交付申請書」に必要事項を書き込み、学生証と共にお待ち下さい。下記の期間は新入生・新院生を対象とした利用証交付カウンターを設置します。

期間：4月12日(水)～4月28日(金)

9時～11時45分、13時～16時45分

場所：附属図書館1階

また、前年以前に入学・進学された方の利用証も作成保管してありますので、未だ交付を受けていない方は、附属図書館にお立ち寄りの際に申請して下さい。(但し、博士課程の方は、平成7年度から一括作成を始めたので下記により申請して下さい。)

上記以外の方(教職員・研修員・聴講生など)の新規発行と、在籍期限更新による再発行などの場合は、利用証発行までに1週間程度かかります。利用証の発行申請・交付は下記の時間帯に受け付けています。

時間：9時～11時45分、13時～16時45分

場所：附属図書館1階・インフォメーションカウンター

利用証を紛失した場合は、他者の利用を防ぐ為にも、必ず速やかに「紛失届」を出して下さい。約2週間後に新しい利用証を発行します。また、「紛失届」を出した後、利用証が見つかった場合も必ず届け出て下さい。「紛失届」を出している間は図書を借りる事ができません。また、所属(学部)・姓・住所・電話番号などを変更した場合も届けを出して下さい。

なお、紛失した利用証や旧利用証で、図書(附属図書館・総合人間学部とも)を貸出中の場合、新しい利用証が作成できませんので、速やかに返却して下さい。

(お願い)

入館の時には必ず利用証を入館機に通して下さい。矢印の方向に正しく挿入してもエラーメッセージが出る時や、入館機の中に利用証が引っかかる時は、作成し直しますので、メインカウンターまで申し出て下さい。

(資料運用掛)

新入生オリエンテーションのご案内

新年度の恒例となっている新入生向けの図書館オリエンテーションを、下記の日程で開催します。京都大学に入学された皆さんは、これから何らかの形で必ず図書館を利用する事になると思いますが、大学図書館にはさまざまなサービスや機能がありますので、その概要をオリエンテーションで紹介いたします。また、コンピュータによる利用者用目録(OPACと呼んでいます)の使い方の説明会も行います。

皆さんの、これからの学習・研究活動のプロローグとして有効な図書館利用法のヒントを提供できる事と思いますので、お気軽にご参加ください。

【開催日時・場所】

第1部 附属図書館利用案内

日時：4月12日(水)～4月14日(金)の毎日2回

1回目 12:10～12:50

2回目 15:00～15:40

場所：附属図書館三階 AVホール